

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、砂川市公共下水道の供用及び下水の処理を開始する。

なお、その関係図面は令和 7 年 12 月 1 日から 2 週間、砂川市役所都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 1 日

砂川市長 飯 澤 明 彦

記

1. 供用及び下水の処理を開始する年月日
令和 7 年 12 月 15 日
2. 供用及び下水の処理を開始する区域（污水）
別記
3. 供用を開始する排水施設の位置
都市計画課保管の図面参照
4. 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
5. 公共下水道の処理を行う終末処理場の位置及び名称
空知郡奈井江町字茶志内 10 番地
石狩川流域下水道奈井江浄化センター